

規制改革推進3か年計画（再改定）

（平成15年3月28日閣議決定）抜粋

3 横断的措置事項

3 環境関係

（2）環境分野の重点事項

⑦ 都市のヒートアイランド現象の解消

ヒートアイランド現象に係るメカニズムの解明のための調査・分析、都市形態の改善を始めとする諸施策の推進を図るとともに、当該対策を体系的かつ計画的にまとめた大綱を策定する。

（3）個別事項

カ ヒートアイランド

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
① ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の推進等 (環境省、国土交通省)	ヒートアイランド現象の各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層推進するとともに、その進捗状況に応じて、省エネルギー機器の採用や保水性舗装、土地利用・都市構造の誘導など様々な対策を講じた場合の効果に関する評価手法を検討する。その際には、国、地方公共団体、大学及び研究機関の間で調査研究に係る連携が重要であり、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図る。 さらに、地方公共団体においてその地理的特性等を踏まえた効果的なヒートアイランド対策が推進されるよう、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、地方公共団体が自ら行えるよう簡易な手法を開発するなど支援策を講ずる。	重点・環境1(1)		検討	措置
② 都市形態の改善 (国土交通省)	a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密度な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。	重点・環境1(2) ①ア			検討・結論
	b 緑地や水面からの風の通り道を確保する観点か	重点・環			着手、

	ら、例えば都市内における緑化、水面等のオープンスペースのネットワーク化や市街地の形状への配慮等、都市政策における対応について検討する。とりわけ、冷温域や風の通り道に配慮した市街地の形状等の在り方について検討し、ヒートアイランド対策の観点から配慮が必要と思われる事項については、その対応の在り方を地方公共団体に対して示す。さらに、ヒートアイランド現象が広域的な問題であることが認められる場合は、地方公共団体間の連携を図ることを示す。	境1(2) ①イ			逐次実施
	c 地方公共団体との連携の下、近郊緑地保全区域の指定や大都市圏における都市環境インフラのランドデザインの方針に取組むなど、都市における緑地の積極的な確保を推進する。	重点・環境1(2) ①ウ			措置
③人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	重点・環境1(2) ②			逐次実施
④人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	重点・環境1(2) ③			逐次実施
⑤ヒートアイランド対策関係府省連絡会議における関係府省の連携の強化 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	平成14年9月に設置されたヒートアイランド対策関係府省連絡会議(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房がメンバー、以下「連絡会議」という。)において、対策効果の検証結果が速やかに対策に結びつくよう関係府省間の役割分担を明確化するとともに、各種対策が相互に連携し、体系立って実施されるよう総合的な推進体制を早急に構築する。	重点・環境1(3)		措置 済	
⑥ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	連絡会議において、上記カ①から⑤までを盛り込んだヒートアイランド対策に係る大綱を策定する。なお、大綱の内容としては、単なる対策の列挙ではなく、基本方針を明示し、可能なものについて目標及び目標達成年次を設定するとともに、ヒートアイランド現象のメカニズムが解明されなくても早期に講ずべき施策、社会経済活動や都市形態を持続可能なものに変革するという観点から中長期的に実施すべき対策を体系的かつ計画的にまとめたものとする。また、対策の進捗状況等の検証を実施するとともに、今後、更にヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化が進むことが予想されることから、必要に応じ、大綱に盛り込まれた施策等を柔軟に見直す。	重点・環境1(4)		検討	措置、以後 随時見直し